

転出証明書 郵便請求書

請求日 令和 年 月 日

これからの住所	都・道 府・県 <small>(マンション名、室番号等)</small>	市・区 町・村	番地 番 号
これからの世帯主氏名			
異動年月日	令和 年 月 日	※新住所に住み始めた日を記入してください。	

今までの住所	浜松市 区 <small>(マンション名、室番号等)</small>	町 丁目	番地 番 号
今までの世帯主氏名			

<異動者の氏名> ※転出する人、全員をご記入ください。 ※外国籍の方は、在留カード通りのアルファベット氏名をご記入下さい。	浜松市 での 続柄	性別	生年月日	マイナンバーカード等の 交付※裏面●
		男・女	西暦・明・大・昭・平・令 ・	有・無
		男・女	西暦・明・大・昭・平・令 ・	有・無
		男・女	西暦・明・大・昭・平・令 ・	有・無
		男・女	西暦・明・大・昭・平・令 ・	有・無

請求者	住所	□上記、新住所に同じ		
	氏名 押印	⑩	転出者との 続柄	<input type="checkbox"/> 本人(法定代理人) <input type="checkbox"/> 新・旧 世帯主
	屋間に連絡のつく 電話番号	Tel (携帯・自宅等) — —		
備考欄	●マイナンバーカードの申請 □未申請 □申請中 (申請者氏名: _____) ●紛失した書類 □国民健康保険被保険者証 理由記入欄: □介護保険被保険者証 □後期高齢者医療被保険者証 □市民カード ●自己負担割合の証明書 → □必要 (後期高齢者医療に該当している人のみ記入)			

※「氏名・押印」欄については、請求者自身が署名した場合は、押印不要です。

※裏面の注意事項も必ずお読みください。

★同封するもの(①は必ず同封してください。 ※②～⑥は該当する場合に同封してください。)

① 請求者の本人確認ができる身分証明書等のコピー

運転免許証やパスポート(旅券)、健康保険証等のコピー。

なお、郵送で転出届をした場合は、届出があったことを届出人宛(旧住所)に通知します。

※ ② 送料分の切手を貼付した返信用封筒(これからの住所及び氏名を記載)

請求書と違う住所には送付できません。

※ ③ 国民健康保険被保険者証(有効期限内のもの)

※ ④ 介護保険被保険者証 または 介護保険資格者証

※ ⑤ 後期高齢者医療被保険者証

} ... 国民健康保険、介護保険、
後期高齢者医療に該当している人

③, ④, ⑤を紛失した場合は、備考欄の該当項目にレ点を付けてください。事情があって同封できない場合は、その理由を必ずご記入ください。

⑤ 後期高齢者医療に該当している人には、自己負担割合の証明書(「負担区分等証明書」)を交付します。請求書備考欄の「自己負担割合の証明書」の項目『必要』にレ点を付けてください。証明書は転出証明書に同封します。

※ ⑥ 市民カード

印鑑登録や、証明書自動交付機の利用登録をしていた人は、カードをはさみで切るなどしたうえで同封してください。

※ ●マイナンバー(個人番号)カード等について <カードを同封する必要はありません>

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている人は、転出をした日から届出までの期間によって、取り扱いが異なるのでご注意ください。

★法定の期間内(転出した日の翌日から起算して14日以内)に転出届をする場合は、転入届の特例が適用されます。

⇒ 転出証明書は交付されません。転出届の処理が完了したことを電話にてご連絡します。

転入届の特例とは、住民基本台帳ネットワークを用いる転入届です。

転入手続きには、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(暗証番号の入力が必要です)を使用するため、転出証明書は交付されません。また、現在お使いのカードは、転入後に引き続き使用することが可能です。マイナンバーカード等の継続利用については、転入先市区町村へお問い合わせください。

※マイナンバーカード等を紛失した場合・備考欄に『マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)紛失』と明記ください。転出証明書を交付します。(請求者は、カードを紛失した人としてください。)

★法定の期間を超えて転出届をする場合、交付を受けているマイナンバーカード等は失効します。

⇒ 転出証明書に準ずる証明書を交付します。返信用封筒を同封ください。

マイナンバーカード等は転入先の市区町村の窓口へ返納してください。

★転出者にマイナンバーカード申請中の人がいる場合は、備考欄に申請者氏名とマイナンバーカード申請中である旨をご記入ください。

注
意
事
項

※ 世帯の中に浜松市に残る人がいる場合

・世帯主が転出する場合は、原則として郵便での手続きができません。

世帯主変更の手続きが必要になりますので、浜松市 各区役所の区民生活課、協働センターまたは市民サービスセンターで手続きをしてください。

・夫婦が別居する場合は理由をご記入ください。記入がないと転出証明書の発行ができません。

・世帯主は転出せずに15歳未満(義務教育終了前)の人が転出する場合は、親権者が了承しているかどうかをご記入ください。記入がないと転出証明書の発行ができません。

・国民健康保険加入の学生で、転出先でも引き続き浜松市の国保証を使用する場合は、郵便での転出手続きができません。

国民健康保険被保険者証、印鑑、学生証をご持参のうえ、浜松市各区役所の区民生活課にて転出届および学生用被保険者証の交付申請をしてください。

※ 引越して間もない時は、ポストや玄関に表札を出してください。(配達されないおそれがあります)